

平成18年7月28日

各位

会社名 日本オラクル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 新宅 正明  
最高経営責任者  
(コード番号 4716 東証第一部)  
問合せ先 常務執行役員 松岡 繁  
最高財務責任者  
(TEL. 03-5213-6666)

### 従業員への新株予約権の割り当てのお知らせ

当社は、平成18年7月28日開催の取締役会において、会社法第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社従業員を対象とするストックオプションとして新株予約権を割り当てることおよび募集事項の決定を取締役に委任することにつき承認を求める議案を、平成18年8月29日開催予定の第21回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 新株予約権割当の対象者

当社従業員

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 295,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・併合の比率

##### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行する日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行する日の終値とする。また、発行する日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$

- (3) 新株予約権の行使期間  
新株予約権の割当日から2年を経過した日から平成28年8月29日まで  
(以下、「権利行使期間」という)
  - (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
    - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (5) 新株予約権の譲渡制限  
第三者に対する本新株予約権の全部または一部の譲渡、担保権の設定その他一切の処分はできないものとする。
3. 新株予約権の数  
2,950個を上限とする。  
(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、2.(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
4. 新株予約権の払込金額  
新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととする。
5. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプション制度を実施するため。
6. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権の割当を受けた対象者は、新株予約権行使時においても当社の従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
  - (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
    - ① 新株予約権の割当日から2年経過した日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
    - ② 新株予約権の割当日から4年経過した日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
  - (3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
7. 新株予約権の消滅事由
- (1) 権利行使期間内に権利を行使しない場合、または権利行使期間内であっても権利を行使できなくなった場合、本新株予約権は消滅する。
  - (2) 以下の事由が発生したときは、本新株予約権は会社法の定めるところに従い消滅する。
    - ① 当社が消滅会社となる吸収合併契約または新設合併契約が株主総会で承認された場合
    - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画が株主総会で承認され、かつ分割承継会社が新株予約権の割当を受けた対象者に対し同社の新株予約権を交付する場合

- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画が株主総会で承認され、かつ完全親会社が新株予約権の割当を受けた対象者に対し同社の新株予約権を交付する場合

8. その他

その他の新株予約権の募集事項および細目については、平成 18 年 8 月 29 日開催予定の第 21 回定時株主総会決議および今後の取締役会の決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによるものとする。

以 上